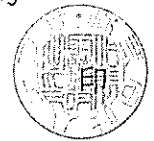


指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ 株式会社 ハナフサ カブシキガイシャ  
 住所 大阪市中央区谷町七丁目5番9号  
 代表者氏名 フリガナ 代表取締役 近藤 久喜 ダイヒョウトリシマリヤク コンドウ ヒサヨシ  
 電話番号 06-6762-7001  
 FAX番号 06-6761-8723  
 メールアドレス hanafusa@8723.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの口に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(口に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数        /        者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

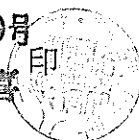
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 **株式会社 ハナフサ**  
住 所 **大阪府中央区谷町7丁目5番9号**  
代表者氏名 **代表取締役 近藤 久喜**



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	フリガナ 株式会社 ハナフサ		
住 所	大阪府中央区谷町七丁目5番9号		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 コンドウ ヒサヨシ 近藤 久喜		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の変更	取締役 大谷省吾 監査役 近藤三奈子 取締役 近藤 勉	_____ _____ _____	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 **ハナフサ**

住 所

大阪市中央区谷町7丁目5番9号

代表者氏名

代表取締役 近藤久喜



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

# 履歴事項全部証明書

大阪市中央区谷町七丁目5番9号  
株式会社ハナフサ

会社法人等番号	1200-01-087332	
商号	<u>株式会社英商会</u>	
	株式会社ハナフサ	平成10年 3月 2日変更
本店	<u>大阪市中央区 (大阪市南区谷町七丁目5番9号)</u>	昭和57年 2月 1日住居表示実施
	大阪市中央区谷町七丁目5番9号	平成16年10月29日修正
公告をする方法	官報に掲載して之をなす	
会社成立の年月日	昭和38年6月6日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上下水道並に衛生設備工事</li> <li>2. 電気製品の販売</li> <li>3. 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業</li> <li>4. 土木工事業、石工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業、水道施設工事業</li> <li>5. 消防施設工事業、電気工事業</li> <li>6. 建築物の設計及び工事監理</li> <li>7. 損害保険代理業</li> <li>8. 前各号に附帯関連する一切の業務</li> </ol> <p style="text-align: right;">平成18年 5月11日変更      平成18年 5月12日登記</p>	
発行可能株式総数	4万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 4万株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する  <p style="text-align: right;">平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>	

資本金の額	金2000万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。 平成25年 7月19日変更 平成25年 8月19日登記		
役員に関する事項	取締役 <u>船越浩史</u>	平成25年 7月19日重任 平成25年 8月19日登記	
	取締役 <u>船越浩史</u>	平成30年 7月20日重任 平成30年 8月10日登記	
	取締役 <u>近藤久喜</u>	平成25年 7月19日重任 平成25年 8月19日登記	
	取締役 <u>近藤久喜</u>	平成30年 7月20日重任 平成30年 8月10日登記	
	奈良市富雄北二丁目5番16号 代表取締役 <u>近藤久喜</u>	平成25年 7月19日重任 平成25年 8月19日登記	
	奈良市富雄北二丁目5番16号 代表取締役 <u>近藤久喜</u>	平成30年 7月20日重任 平成30年 8月10日登記	
	登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成12年 4月20日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 2年 7月28日

大阪法務局  
登記官

正井 義一

